

## 犬山城前観光案内所の設置及び管理に関する条例

### (趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第244条の2の規定に基づき、犬山城前観光案内所（以下「施設」という。）の設置及び管理について必要な事項を定めるものとする。

### (設置)

第2条 市の恵まれた自然風土並びに歴史的及び文化的な資源を広く情報発信し、文化の向上及び観光の発展に寄与するとともに、市民及び観光客の利便を図るため、施設を犬山市大字犬山字北古券12番地17に設置する。

### (事業)

第3条 施設においては、次の事業を行う。

- (1) 観光案内に関すること。
- (2) 観光に関する情報の発信、交換及び収集に関すること。
- (3) 休憩場所の提供に関すること。
- (4) その他施設の設置目的を達成するため必要と認める事業

### (入場の制限)

第4条 市長は、次に掲げる者に対し、施設への入場を拒み、又は退去を命ずることができる。

- (1) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあると認められる者
- (2) 施設又はその附属設備を損傷し、又は破損するおそれがあると認められる者
- (3) その他施設の管理上支障があると認める者

### (利用の許可)

第5条 施設のうち、多目的スペースを利用しようとする者は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。利用の許可を受けた者が許可された事項の変更又は取消しをしようとするときも同様とする。

2 市長は、多目的スペースの管理上必要があるときは、前項の許可に条件を付すことができる。

(利用許可の制限)

第6条 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、多目的スペースの利用を許可しない。

- (1) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあるとき。
- (2) 施設又はその附属設備を損傷し、又は破損するおそれがあるとき。
- (3) その他施設の管理上必要があるとき。

(目的外利用等の禁止)

第7条 第5条第1項の許可を受けた者（以下「利用者」という。）は、許可を受けた目的以外に多目的スペースを利用し、又はその権利を譲渡し、若しくは転貸してはならない。

(使用料)

第8条 利用者は、別表に定める使用料を納入しなければならない。

2 前項の使用料は、前納しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(使用料の減免)

第9条 市長は、公益上特に必要があると認めるときは、使用料を減免することができる。

(使用料の不還付)

第10条 既納の使用料は、還付しない。ただし、市長は、規則に定めるところにより、その全部又は一部を還付することができる。

(許可の取消し等)

第11条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、第5条第1項の許可を取り消し、又は利用を停止し、若しくは同条第2項の条件を変更することができる。

- (1) この条例又はこの条例に基づく規則の規定に違反したとき。
- (2) 第5条第2項の条件に違反したとき。
- (3) 偽りその他不正な手段により利用許可を受けたとき。

(4) その他市長が必要と認めるとき。

(原状回復)

第12条 利用者は、多目的スペースの利用が終わったときは、直ちに原状に回復しなければならない。前条の規定により利用の許可を取り消され、又は利用を停止されたときも同様とする。

(損害賠償)

第13条 利用者は、故意又は過失により施設又はその附属設備を損傷し、又は破損したときは、その損害を賠償しなければならない。ただし、市長が損害を賠償させることが適当でないとき認めるときは、この限りでない。

(委任)

第14条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、市長が規則で定める。

附 則

- 1 この条例は、令和2年3月1日から施行する。
- 2 前項の規定にかかわらず、この条例の施行の日前においても第8条の規定による使用料の徴収その他の行為を行うことができる。

別表（第8条関係）

施設名称	使用料
多目的スペース	1時間 250円

備考

- 1 利用時間が1時間に満たないときは、1時間とみなす。
- 2 入場料等（入場料、会費、整理券等入場者が支払う対価をいう。）を徴収して利用する場合の使用料は、この表に定める使用料の3倍（市外の者が利用する場合にあっては、5倍）に相当する額とする。